

社内福利厚生 ハンドブック

太 洋 電 設 株 式 会 社

平成31年2月1日

平成31年 4月30日 改定

令和 2年 3月 1日 改定

令和 2年11月 1日 改定

平成31年2月1日現在

働き方に関すること		
1	がん検診(市町村)	勤務時間内に受診でき、費用は会社負担
2	ノー残業デー	毎週水曜日、第2及び第4土曜日
3	時間単位有給	年間5日まで、時間単位で年次有給休暇を取得可能
4	入社時からの年次有給休暇取得	入社時から、年次有給休暇を取得可能
5	年次有給休暇の計画的付与	年末年始、GW、夏季休暇等に計画的に年次有給休暇を付与する 年次有給休暇が不足している者に対しては、計画的付与に不足している分、特別に有給休暇を付与する
6	配偶者の出産休暇	配偶者の出産日休暇(2日)
7	産前・産後休暇	産前6週間(多胎妊娠の場合14週)、産後8週間
8	育児・介護休業	詳しくは育児・介護休業規定に規定(男女ともに)
9	育児・介護に関する働き方措置	詳しくは育児・介護休業規定に規定 (短時間勤務、看護休暇、介護休暇等)
10	育児時間	生後満1歳に達しない子を育てる女子(1日2回、1回30分)
11	退職制度	私傷病による欠勤が引き続き30日を超えるとき (就業規則第12条～18条)
12	定年65歳	定年65歳に延長、条件により、70歳まで継続雇用
13	診断書代	会社で求めた場合、会社負担とする

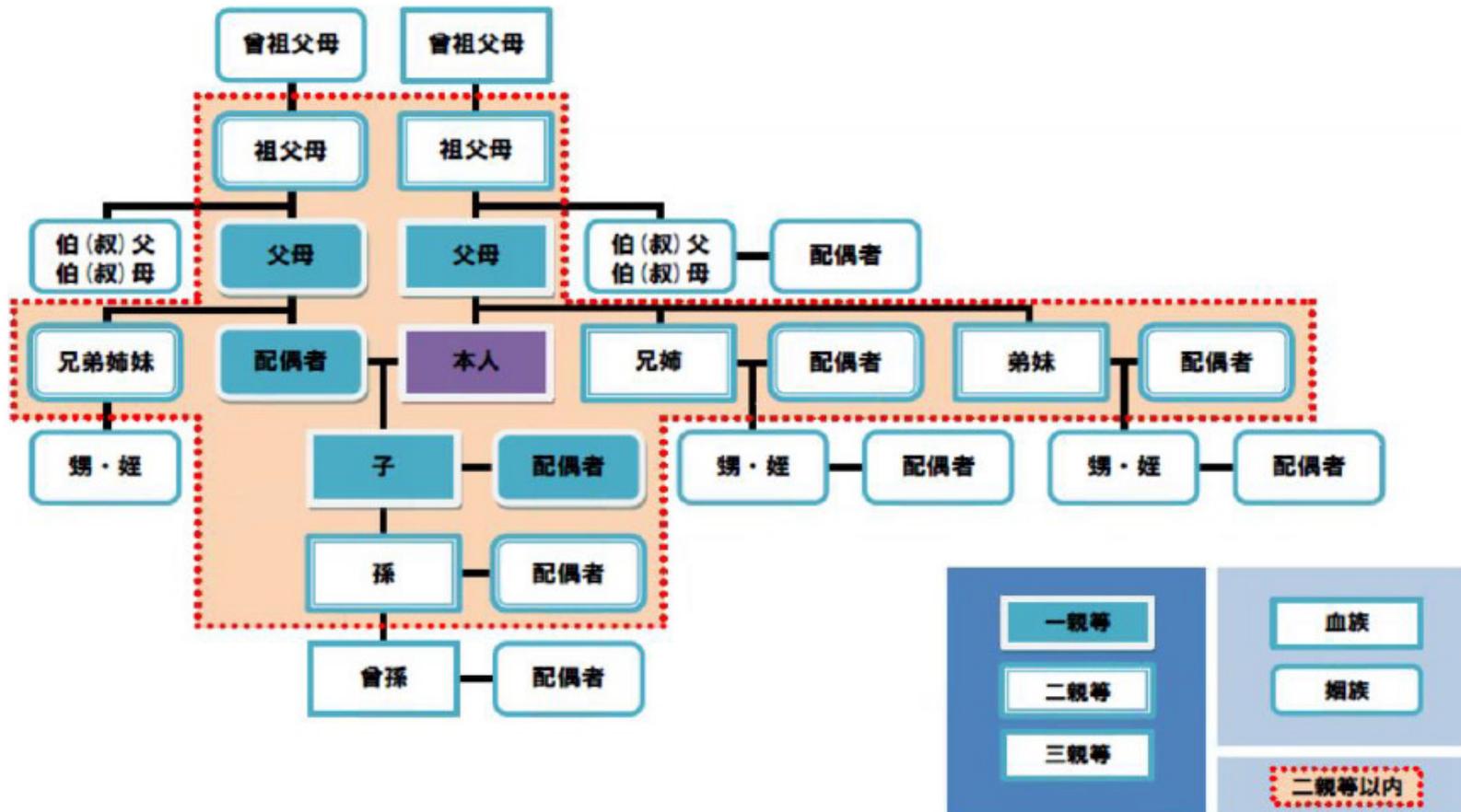
注意：7、産前産後休暇に関しては、健康保険からの出産手当金の対象となることがある。

注意：8、育児・介護休業に関しては、ハローワークからの給付金の対象となることがある。

令和2年11月1日現在

慶弔見舞金に関する事		
1	申請方式	慶弔費は申請方式により支給する
2	慶祝金	本人が結婚する場合
3		本人及び配偶者の出産のとき
4	弔慰金	従業員本人・本人の配偶者・本人の父母・本人の子女、本人と同居の2親等内の親族
5	傷病見舞金	入院の場合（傷病により入院して、欠勤が10日以上になった場合）
6	災害見舞金	従業員の現住居が罹災し被害を受けた時
7	子の入学祝い金	小学校、中学校、高校、大学、短期大学、専門学校入学まで

2親等以内の親族の範囲



令和2年11月1日現在

給与体系		
1	本給(昇給部分)	昇給による部分(責任等級本給月額表及び責任等級説明に基づき支給。まれに降給もあり得ます。)
2	加給(ベースアップ部分)	ベースアップにより変動する部分(物価等の変動による調整)
3	家族手当(配偶者、子供)	配偶者 10,000円、子供5,000円(年齢は18才まで支給、大学、短期大学、専門学校に就学の場合22歳まで)
4	管理職手当(役職者)	この手当が支給される場合、休日、残業手当は支給されません。
5	休日出勤、残業手当	従来通り計算(管理職手当支給者には支給されません。)
6	禁煙手当	5,000円
7	資格手当	資格取得支給一時金表により支給する
8	講習手当	指定講習のみ一時金で支給または負担する。
9	技術指導手当	1時間当たり300円(1分5円) 若手従業員に対し、技術指導を行った者に支給する 支給対象者:45歳以上のベテラン技術従業員 実務経験 10年以上 もしくは1級電気工事施工管理技士 または第1種電気工事士の資格を持つもの

2020.11.01.

資格取得支給一時金

NO.	資格	合格証書	免許取得	補助費用等
1	1級電気施工管理技士	300,000	-	・経費支給(領収書提出);受験料、受験申請書、写真代。
2	2級電気施工管理技士	150,000	-	・経費支給(領収書提出);交通費、鉄道、バス、タクシー、駐車料金、有料道路料金、燃料費、宿泊費。
3	1種電気工事士	150,000	150,000	・会社支給:テキスト、問題集。
4	2種電気工事士	-	150,000	・会社支給:技能試験教材、電材、工具。
5	甲種消防設備士	50,000	-	
6	乙種消防設備士	50,000	-	
7	電験3種(5年)	500,000	-	
8	1級電気通信施工管理技士	300,000	-	
9	2級電気通信施工管理技士	150,000	-	
10	1級建設業経理士	500,000	-	
11	2級建設業経理士	300,000	-	

一時金は免許、合格証提出後の翌月10日に給料と合わせて支給します。資格は会社に技術者登録します。

受給金額は欄外の注意事項参照

中退共掛け金、受取額一覧					
掛け金の増額は年1回、毎年5月1日基準					
在籍年数	在籍年数 何年目の定義	月数	月掛け金	年掛け金	支給額
1年目	0年～1年未満	12	10,000	120,000	120,000
2年目	1年以上～2年未満	12	14,000	168,000	288,000
3年目	2年以上～3年未満	12	18,000	216,000	504,000
4年目	3年以上～4年未満	12	22,000	264,000	768,000
5年目	4年以上～5年未満	12	26,000	312,000	1,080,000
6年目	5年以上	12	30,000	360,000	1,440,000
7年目	5年以上	12	30,000	360,000	1,800,000
8年目	5年以上	12	30,000	360,000	2,160,000
9年目	5年以上	12	30,000	360,000	2,520,000
10年目	5年以上	12	30,000	360,000	2,880,000
11年目	5年以上	12	30,000	360,000	3,240,000
12年目	5年以上	12	30,000	360,000	3,600,000
13年目	5年以上	12	30,000	360,000	3,960,000
14年目	5年以上	12	30,000	360,000	4,320,000
15年目	5年以上	12	30,000	360,000	4,680,000
16年目	5年以上	12	30,000	360,000	5,040,000
17年目	5年以上	12	30,000	360,000	5,400,000
18年目	5年以上	12	30,000	360,000	5,760,000
19年目	5年以上	12	30,000	360,000	6,120,000
20年目	5年以上	12	30,000	360,000	6,480,000
21年目	5年以上	12	30,000	360,000	6,840,000
22年目	5年以上	12	30,000	360,000	7,200,000
23年目	5年以上	12	30,000	360,000	7,560,000
24年目	5年以上	12	30,000	360,000	7,920,000
25年目	5年以上	12	30,000	360,000	8,280,000
26年目	5年以上	12	30,000	360,000	8,640,000
27年目	5年以上	12	30,000	360,000	9,000,000
28年目	5年以上	12	30,000	360,000	9,360,000
29年目	5年以上	12	30,000	360,000	9,720,000
30年目	5年以上	12	30,000	360,000	10,080,000
31年目	5年以上	12	30,000	360,000	10,440,000
32年目	5年以上	12	30,000	360,000	10,800,000
33年目	5年以上	12	30,000	360,000	11,160,000
34年目	5年以上	12	30,000	360,000	11,520,000
35年目	5年以上	12	30,000	360,000	11,880,000
36年目	5年以上	12	30,000	360,000	12,240,000
37年目	5年以上	12	30,000	360,000	12,600,000
38年目	5年以上	12	30,000	360,000	12,960,000
39年目	5年以上	12	30,000	360,000	13,320,000
40年目	5年以上	12	30,000	360,000	13,680,000
41年目	5年以上	12	30,000	360,000	14,040,000
42年目	5年以上	12	30,000	360,000	14,400,000
43年目	5年以上	12	30,000	360,000	14,760,000
44年目	5年以上	12	30,000	360,000	15,120,000
45年目	5年以上	12	30,000	360,000	15,480,000
46年目	5年以上	12	30,000	360,000	15,840,000
47年目	5年以上	12	30,000	360,000	16,200,000
48年目	5年以上	12	30,000	360,000	16,560,000
49年目	5年以上	12	30,000	360,000	16,920,000
50年目	5年以上	12	30,000	360,000	17,280,000
51年目	5年以上	12	30,000	360,000	17,640,000
52年目	5年以上	12	30,000	360,000	18,000,000

※中退共の規定により、掛金の納付月数が11か月以下の場合は支給無し。
 12か月以上23か月以下の場合は、掛金納付総額を下回る額になります。
 24か月以上42か月以下では掛金相当額となり、43か月からは運用利息が加算され、
 長期加入者ほど有利になります。